

2月

今月の募集とお知らせ

献血にご協力をお願いします

▼3月23日(水)
市役所白鳥庁舎
【400ml限定】
実施時間未定
(岐阜県赤十字血液センターホームページ「献血バス運行スケジュール」をご確認ください。)



今月の納税

▼国民健康保険税 9期

※口座振替をご利用の人は、残高不足にならないようお願いします。
【納税期限は2月28日(月)です】

郡上市連絡先

郡上市役所 (代表)	TEL 67-1121
市長公室	TEL 67-1831
総務部	TEL 67-1832
健康福祉部	TEL 67-1834
農林水産部	TEL 67-1835
商工観光部	TEL 67-1808
建設部	TEL 67-1836
環境水道部	TEL 67-1129
郡上市教育委員会	TEL 67-1123
郡上市消防本部	TEL 67-0119
郡上警察署	TEL 67-0110
郡上借楽園	TEL 88-2048
郡上市市民病院	TEL 67-1611
国保白鳥病院	TEL 82-3131
国保和良診療所	TEL 77-2311
国保高鷲診療所	TEL 72-5072
国保和良歯科診療所	TEL 77-4008
国保小那比診療所	TEL 69-2011

「地域協議会」公募委員を募集します

市では、市民のみならず身近な課題や将来の地域ビジョンを自ら考え、議論し、課題解決に向けて取り組む組織として、地域協議会を市内7地域に設置しています。

委員として、自治会の代表や地域づくり関係者等のほか、各地域から2名募集しますので、ぜひ応募ください

資 20歳以上の在住者
定 地域協議会ごとに2名
期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで2年間
申 応募用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に郵送、FAX、メールで送付

送、FAX、メールで送付
いただくか、各申込先に直接持参ください。応募用紙は市ホームページからダウンロード

ンロードいただくか市長公室政策推進課または各振興事務所振興課でお受け取りください。

提出先 八幡地域：市長公室政策推進課
八幡以外の地域：各振興事務所振興課

提出期限 2月18日(金)

☎ 市長公室政策推進課
67・1844

自主防災組織の活動事例紹介番組の案内

自主防災組織の防災力向上を目的として、市内での活動事例を紹介したケーブルテレビ番組を放送します。今回は、八幡町の西乙原自主防災会です。ぜひご覧ください

【第1回】自主防災組織の紹介、最近の防災活動
2月5日～11日

3月5日～11日

【第2回】災害時避難訓練
2月12日～18日

3月12日～18日

【第3回】災害を事前に察知する、避難所運営の想定
2月19日～25日

3月19日～25日

【第4回】避難所備品管理、災害救助に備えた実態調査、今後の課題
2月26日～3月4日

3月26日～4月1日

※いずれも行政情報番組内で放送され、時間は4時、6時、正午、19時30分です(予告なしに変更される場合がございます)。

☎ 総務部総務課
67・1832

バイクや軽自動車の登録変更手続きは3月末までに

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在で二輪のバイクや軽四輪、トラクター、フォークリフトなどを所有している人に課税されます。廃車や譲渡により実際には所有していませんが、3月31日までに名義変更や廃車の手続きが完了していない場合、所有されているものとして引き続き1年分の税金がかかります。(軽自動車税(種別割)には月割課税制度がありません。年度の途中に廃車や譲渡をしても、軽自動車税(種別割)の払い戻しはありません。廃車や名義変更の手続きは、3月末までに完了するようお願いします。

☎ 総務部税務課
67・1837

自動車税種別割減免申請臨時窓口の開設

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者の人が所有する自動車(軽自動車を除く)の「令和4年度自動車税種別割の減免申請臨時窓口」を次のとおり開設しますので、ご利用ください。

日 3月10日(木) 午前10時～午後3時
場 郡上総合庁舎5階5南1会議室(八幡町初音)

【他】 岐阜県中濃県税事務所、

岐阜県自動車税事務所および各県税事務所でも受付を行っています。

【問】 岐阜県中濃県税事務所

0575・33・4011

不妊治療費用の助成

岐阜県特定不妊治療費助成事業

県では、特定不妊治療（保険外診療で行う体外受精及び顕微授精）を対象に助成を行っています。

【内】 1回の治療あたり30万円（治療方法によっては10万円）を上限。また、男性不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取する手術）は30万円を上限に上乗せ助成

※治療開始時の妻の年齢により通算助成回数異なる等追加要件があります。

※コロナによる特例措置の場合には所得要件があります。

【期】 治療が終了した日の属する年度末。※治療終了日が令和3年4月1日～令和4年3月31日の場合、令和4年3月31日

※ただし、2月1日から3月31日までの間に治療が終了した分については、5月31日まで申請を受け付けます。

【目】日時 【対】対象 【定】定員 【試】試験日時 【内】内容 【期】期限（申し込み等）・期間
【場】場所 【資】資格 【費】参加費・受講料 【申】申込方法 【他】その他 【問】問い合わせ先（申し込み先）

67・1834

家畜を飼養している人は報告が必要です

□蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生を予防するため、牛、豚、馬、山羊、鶏などを飼っている人は、毎年2月1日時点の飼養状況を県へ報告する必要があります。

※畜産業をしている人だけでなく、展示用、ペットで飼っている人も対象です。

【対】 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚（ミニブタ、インブタ）、猪、馬、鶏（ウツケイ、チャボを含）、あひる（マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ）、うずら（ヨーロップパウズラ）、きじ（ヤマドリ）、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥

【期】 4月15日まで（鶏・あひるなどの家さんは毎年6月15日まで）

【他】 報告様式は、最寄りの家畜保健衛生所で配布しています。また、県庁ホームページから入手できます。

【問】 岐阜県中濃家畜保健衛生所（提出先）
0574・25・3111

住民税非課税世帯等臨時特別給付金のご案内（1世帯10万円）

住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、**1世帯あたり10万円の給付金を支給**します。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象となる世帯（AまたはBのいずれかにあてはまる世帯）

A 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

B 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

健康福祉部社会福祉課から「**確認書**」が届きます（要返送）

※一部世帯では申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で住民登録のある世帯に確認書が送付されます。

申請が必要です

申請期間：2月14日～9月30日
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

給付金に関する詳細については、市ホームページでご確認いただくか、健康福祉部社会福祉課（給付金専用ダイヤル67-1889）までお問い合わせください。